

令和8年度一共第108号(一共第105号・一共第106号)天然昆布 口開要領

令和8年4月10日

関係組合：宮古漁業協同組合・重茂漁業協同組合

漁場名 区分	一共第108号(一共第105号・一共第106号)	
昆 布	口開期間	9月1日から11月30日までに、凧日和を見て口開けする。
	操業時間	9月は午前5時30分から午前8時まで 10月は午前5時30分から午前8時まで 11月は午前6時から午前8時まで (操業時間については、変更する場合がある。)
	漁 具	鏡、かま、ねじり棒
	そ の 他	1. 操業開始及び切揚時間は、関係組合の管理委員、漁業監視員の旗揚げ又は、サイレン合図によるものとする。 2. 操業船は必ず所定の標識を明示すること。 3. 関係組合地区の祭典日には口開けしない。 4. 口止めは操業開始時刻1時間前までに行う。 5. 島刈り(そえば刈り)は初回から認める。 6. 連続した口開けも行う。その場合、水揚量を勘案して実態に即した運用をすることとする。 7. 当日、口止めとなった場合その日は、鏡止めとする。
落布上げ	操 業 日	口開け日の翌日落布上げを認める。(但し、その都度決定する。)
	時 間	前日の口開け時間と同じ
	漁 具	針金又は、鉄棒のかぎを竿につけたもの。鏡
寄布拾い	期 間	9月1日から11月30日まで、但し、陸地からだけとする。 尚、一共第105号及び一共第106号漁場は8月1日から11月30日までとする。
	時 間	1. 8月 午前5時から午後5時まで(一共第105号及び一共第106号漁場に限り) 2. 9月 午前5時30分から午後4時まで 3. 10月 午前5時30分から午後4時まで 4. 11月 午前6時から午後3時まで
	漁 具	針金又は、鉄棒のかぎを竿につけたもの、但し、竿の長さは3メートル以内とする。
	そ の 他	一切の漁具を積込まない船を使用して陸地から拾い運搬することは認めることとする。